

別紙2

水銀排出施設の水銀排出基準

水俣条約の 附属書D	水銀排出施設		排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$) (注1,2)		
	別表 第3 の3	分類	新設	既設	
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	1	小型石炭混焼ボイラー (注3)	10	15	
	2	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー	8	10	
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業 金)製造に用いられる精錬及び焙 焼の工程	3	一次施設	銅又は工業金	15	30
	4		鉛又は亜鉛	30	50
	5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	100	400
	6		工業金	30	50
セメントクリンカーの製造設備	7	セメント製造の用に供する焼成炉	50	80 (注4)	
廃棄物の焼却施設	8	廃棄物焼却炉(一般廃棄物、産業廃棄物 焼却炉、下水道汚泥焼却炉)	30	50	
	9	水銀含有汚泥等の焼却炉等	50	100	

(注1) ガス状水銀及び粒子状水銀を合わせた全水銀を測定対象とする

(注2) 酸素換算は、石炭燃焼ボイラー6%、セメントクリンカー製造用焼成炉10%、
廃棄物焼却炉・水銀含有汚泥等焼却炉12%

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50L以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼
能力が重油換算一時間当たり100,000L未満のもの。

(注4) 原料とする石灰石中の水銀含有量が0.05mg-Hg/kg-Limestone(重量比)以上であるものについては、
140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$